

令和 2 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 8 月 4 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2412〕

① 件 名
新型コロナウイルス感染症にかかる消毒支援事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】          新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、自粛要請が緩和されたが、新型コロナウイルスの感染者は増加傾向にある。          このような状況の中で、7月3日には、本市でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことから、事業者の感染拡大防止対策及び事業の早期再開を支援する必要がある。</p> <p>【目的】          本事業を実施することにより、市内の新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るとともに、事業者の早期再開を支援する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】          感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）          地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）          新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）</p> <p>【〔個別計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 2 年 7 月 関係部課協議 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画裁定
⑤ 主な内容
<p>【石巻市新型コロナウイルス感染症に係る消毒支援補助金の概要】          新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業者で、店舗等の消毒を実施した場合に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>1 補助事業対象者          店舗、事務所、工場、作業所等（以下「店舗等」という。）を営んでいる法人又は個人事業主で、次のいずれにも該当する者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第 2 条第 2 項に規定する大企業者を除く。）          (1) 市内の店舗等において、新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業者で、地域保健法に規定する保健所の指導により当該事業所の消毒を実施した者          (2) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった日から概ね 1 週間以内に店舗等の消毒を実施した者</p> <p>2 補助対象経費          新型コロナウイルス感染症に係る消毒の実施に要した経費          ※本助成制度と同様の他の助成制度等を適用した場合には、その額を除いた金額が対象</p> <p>3 補助金額          1 事業者につき上限 30 万円（対象事業費の 1/2）</p> <p>4 申請期間          要綱施行日から令和 3 年 3 月 31 日</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 事業者の早期再開を支援し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業者の負担軽減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 歳出予算については、必要に応じて予備費から充当 （財源）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 10 / 10</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>【同様の消毒事業の実施状況】 県内では富谷市、他県では広島県呉市、兵庫県川西市、兵庫県伊丹市等を実施している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和2年8月 石巻市新型コロナウイルス感染症に係る消毒支援事業補助金交付要綱の制定 （告示の日から施行、令和2年7月3日以降の消毒事業から遡及適用） 市ホームページ等により周知 補助金申請受付開始 補助金交付開始</p>
<p>⑨ その他</p>